四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆九千四百九十七億千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千二億円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　三兆九千五百二十五億三千二万千五百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千四億八千五百七十四万二千八百円

八　最低額面金額　千万円（ただし、最低額面金額を五万円とする省令の改正があった場合、その施行の日から五万円とする。）

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年一月二十三日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円七銭以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円七銭一厘四毛

十二　償還期限　平成二十九年四月二十四日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十九年一月二十三日

○財務省告示第四十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年二月九日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第六百六十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆二十五億四千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千七百七十四億円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆五十二億六千七百九十五万八千二百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千七百七十六億五千七百三十八万六千八百円

八　最低額面金額　千万円（ただし、最低額面金額を五万円とする省令の改正があった場合、その施行の日から五万円とする。）

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年一月三十日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円六銭三厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円六銭八厘二毛

十二　償還期限　平成二十九年五月一日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十九年一月三十日

○文部科学省告示第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月九日　文部科学大臣　松野　博一

名称	所在地	地域
山王坊遺跡	青森県五所川原市相内岩井	一番一、一番二、六番一、六番二、七番二、八番五、六一番一、六一番二、六一番三、六一番四、六七番、八四番一、一七八番一、八四番二三、八四番二四、八四番二五、八七番五一八番三 右の地域に介在する水路敷、青森県五所川原市相内岩井七番二に南接する道路敷を含む。
	同　相内桂川	